様式２－④－01（土木）

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

令和7年4月1日適用
（土木・工事主任用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ</td><td rowspan="4">土工（切土、盛土、築堤等）</td><td>Ⅰ．出来形</td><td>☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。</td><td>☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。</td><td>☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。</td><td>☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">※　ばらつきの判断は様式５参照。　※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点８割以上収まっていること。
全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が80%以上の場合・・・・・・・・ａｂｃｄｅにより評価
全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が50%以上80%未満の場合・・・・ｂｃｄｅにより評価
全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が50%未満の場合・・・・・・・・ｃｄｅにより評価

上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合ｃｄｅにより評価する。
☐ 日頃より、出来形管理の不備等についての指摘を受けていた場合。
☐ しゅん功時の出来形管理書類に不備がある場合。

①　出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
②　出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③　出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。
④　出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。</td></tr>
<tr><td>Ⅱ．品質</td><td>☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の90%以上該当する。</td><td>☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の70%以上該当する。</td><td>☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。</td><td>☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。</td><td>☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目　　※　ばらつきの判断は様式５参照。　※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点８割以上収まっていること。
☐ 材料の品質規格資料が施工前に提出され監督員の確認を受けている。
☐ 設計図書で定められている品質管理が、施工計画書に記載され管理されている。
☐ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施している。
☐ 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工している。
☐ 締固めを適切な条件で施工している。
☐ 構造物周辺の締固めが適正に行われている。
☐ 土羽土の土質が適正である。
☐ 土質に合った締固め密度管理を行っている。
☐ 有害なクラックや損傷部がない。
☐ 盛土に際し、適切に伐開・除根・除草が行われている。
☐ 段切り等が盛土の施工前に適切に行われている。
☐ 自主的な試験等によって、路床の支持力に概ね均等性が有ることがうかがえる。
☐ 張芝・吹付け等の施工に先立ち土壌硬度試験及び土壌試験（PH）を実施し施工に反映している。
☐ その他（理由：　　）

ばらつきの判断が不可能な場合
評価値が80%以上の場合・・・・・・・・・ｂ
評価値が80%未満の場合・・・・・・・・・ｃ
※ 削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合ｃｄｅにより評価する。
☐ 日頃より、品質管理の不備等について指摘を受けていた場合。
☐ しゅん功時の品質管理書類に不備がある場合。

①品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
②品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。
④品質管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。

評価値計算方法
①当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。
③評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数</td></tr>
</table>

様式２－④－02（土木）

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

令和7年4月1日適用
（土木・工事主任用）

考査項目	工　種	細　別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	法面工（吹付枠・植生等）	Ⅰ．出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
			※　ばらつきの判断は様式５参照。　※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点８割以上収まっていること。 全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が80%以上の場合・・・・・・・・・ａｂｃｄｅにより評価 全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が50%以上80%未満の場合・・・・ｂｃｄｅにより評価 全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が50%未満の場合・・・・・・・・ｃｄｅにより評価 上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合ｃｄｅにより評価する。 □ 日頃より、出来形管理の不備等についての指摘を受けていた場合。 □ しゅん功時の出来形管理書類に不備がある場合。			①　出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②　出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③　出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④　出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。	
		Ⅱ．品質	a	b	c	d	e
			□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の90%以上該当する。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の70%以上該当する。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
			●評価対象項目　　※　ばらつきの判断は様式５参照。　※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点８割以上収まっていること。 □ 材料の品質規格資料が施工前に提出され監督員の確認を受けている。 □ 設計図書で定められている品質管理が、施工計画書に記載され管理されている。 □ 施工基面が平滑に仕上げられている。 □ 土壌試験を実施し、施工に反映している。 □ 金網・ネット等材料の重ね幅が設計値以上確保されている。 □ 吹付け厚さが均等である。（土壌吹き付け・コンクリート吹き付け等） □ 吹付け厚さによって、必要な場合２層以上に分けて行っている。 □ アンカーが設計通りに施工されている。 □ 現場養生が仕様書に従い実施されている。 □ 供試体が当該現場のものであることが確認できる。 □ 枠内に空隙がない。 □ 層間にはく離がない。 □ 跳ね返り材料が適切に処理されている。 □ 張芝・吹付け等の施工に先立ち土壌硬度試験及び土壌試験（PH）を実施し施工に反映している。 □ その他（理由：　　） ばらつきの判断が不可能な場合 評価値が80%以上の場合・・・・・・・・・ｂ 評価値が80%未満の場合・・・・・・・・・ｃ ※ 削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。 上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合ｃｄｅにより評価する。 □ 日頃より、品質管理の不備等について指摘を受けていた場合。 □ しゅん功時の品質管理書類に不備がある場合。			①品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。 評価値計算方法 ①当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。 ③評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数	

様式２－④－03（土木）

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

令和7年4月1日適用
（土木・工事主任用）

考査項目	工　種	細　別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	舗装工（アスファルト・特殊コンクリートブロック等）	Ⅰ．出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
			※　ばらつきの判断は様式５参照。　※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点８割以上収まっていること。 全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が80%以上の場合・・・・・・・・ａｂｃｄｅにより評価 全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が50%以上80%未満の場合・・・・ｂｃｄｅにより評価 全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が50%未満の場合・・・・・・・・ｃｄｅにより評価 上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合ｃｄｅにより評価する。 □ 日頃より、出来形管理の不備等についての指摘を受けていた場合。 □ しゅん功時の出来形管理書類に不備がある場合は、「ｃ」評価とする。			①　出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②　出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③　出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④　出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。	
		Ⅱ．品質	a	b	c	d	e
			□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の90%以上該当する。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の70%以上該当する。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
			●評価対象項目　　※　ばらつきの判断は様式５参照。　※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点８割以上収まっていること。 □ 材料の品質規格資料が施工前に提出され監督員の確認を受けている。 □ 設計図書で定めている品質管理が、施工計画書に記載され管理されている。 □ 混合物の骨材粒度範囲・混合温度が仕様書に定めている規格値を満足し、整理・記録されている。 □ 混合物の敷き均し温度及び交通開放時の表面温度が仕様書に定められた通りである。 □ 舗装の各層の継ぎ目が仕様書に定められた数値以上ずらしている。 □ 気象条件等に適した混合物の運搬方法、舗設作業（締固め等）の配慮が行なわれている。 □ 現場に搬入された路盤材が設計図書に示す品質規格通りであることを確認できる。 □ 下層路盤材等の敷均しが適切で材料分離を起こしていない。 □ 下層路盤工の密度管理等が適正に行われている。 □ 凍上抑制層の密度管理等が適正に行われている。 □ プライムコート・タックコートの施工及び品質管理が適正に行われている。 □ 養生砂を散布した場合、余剰分の砂を掃きとっている。 □ コア採取により厚さ・密度の管理が適切に行われている。 □ 附帯構造物等の品質管理が仕様書等に定められたとおり整理・記録されている。 □ 特殊ブロック等は空隙がなく基礎と一体となっている。 □ 特殊ブロック等は、凹凸がなくはめ込まれている。 □ 特殊ブロック等の目地の処理が仕様書に定められた通り適正に行われている。 □ 必要な品質管理を仕様書通り適正に行われている。 □ その他（理由：　　） ばらつきの判断が不可能な場合 評価値が80%以上の場合・・・・・・・・・ｂ 評価値が80%未満の場合・・・・・・・・・ｃ ※ 削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。 左記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合ｃｄｅにより評価する。 □ 日頃より、品質管理の不備等について指摘を受けていた場合。 □ しゅん功時の品質管理書類に不備がある場合。			①品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。 評価値計算方法 ①当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。 ③評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数	

様式２－④－04（土木）

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

令和7年4月1日適用
（土木・工事主任用）

考査項目	工　種	細　別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	CCB・情報ボックス・プレキャストコンクリート工	Ⅰ．出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
			※　ばらつきの判断は様式５参照。　※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点８割以上収まっていること。 全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が80%以上の場合・・・・・・・・ａｂｃｄｅにより評価 全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が50%以上80%未満の場合・・・・ｂｃｄｅにより評価 全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が50%未満の場合・・・・・・・・ｃｄｅにより評価 上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合ｃｄｅにより評価する。 □ 日頃より、出来形管理の不備等についての指摘を受けていた場合。 □ しゅん功時の出来形管理書類に不備がある場合。			①　出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②　出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③　出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④　出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。	
		Ⅱ．品質	a	b	c	d	e
			□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の90%以上該当する。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の70%以上該当する。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
			●評価対象項目　　※　ばらつきの判断は様式５参照。　※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点８割以上収まっていること。 □ 材料の品質規格資料が施工前に提出され監督員の確認を受けている。 □ 設計図書で定められている品質管理が、施工計画書に記載され管理されている。 □ マンホール等の２次製品が設計どおり製作されていることが確認できる。 □ 工場等から搬入された２次製品・鉄筋等の保管管理を適正に行っている。 □ マンホール等において、出来高管理基準を満足し、連結部には止水シール・止水ゴムが適切に使用されている。 □ マンホール等において、各部材にはクラック等がなく、漏水がない。 □ マンホール等の足掛金物の位置、方向が適正であり、鉄蓋設置においては、ガタツキがなく、仕上がり天端高も適正である。 □ 掘削や土留等で周辺地盤への影響が見られない。 □ 管路の架台・スペーサーが適切に配置されている。 □ 管径に応じたマンドレルによる管路性能確認試験を行っている。 □ 管路回りの埋め戻しが適切に実施されていることが確認できる。 □ 水平度、安全度、鉛直度等が確認できる。 □ 直接基礎の床付け面において独自で各種試験（粘着力・内部摩擦角・埋戻土の単位堆積重量等）を行って、現場に反映している。 □ 埋戻しの層状転圧などの施工・管理が適切に行われ、構造物、仮設材周辺も入念に転圧された。 □ 凍上抑制層、路盤の密度管理等が適切で、端部を入念に施工している。 □ プライムコート・タックコートの施工及び品質管理が適正に行われている。 □ 舗設は温度管理・敷均し転圧等が適切で、入念に施工している。 □ 既設舗装とのすり付けはクラック等がなく適切に行われている。 □ その他（理由：　　）			①品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。 評価値計算方法 ①当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。 ③評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数 ばらつきの判断が不可能な場合 評価値が80%以上の場合・・・・・・・・・b 評価値が80%未満の場合・・・・・・・・・c ※　削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。 左記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合ｃｄｅにより評価する。 □ 日頃より、品質管理の不備等について指摘を受けていた場合。 □ しゅん功時の品質管理書類に不備がある場合。	

様式２－④－05（土木）

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

令和7年4月1日適用
（土木・工事主任用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ</td><td rowspan="4">コンクリート構造物工（場所打ちコンクリート工）</td><td>Ⅰ．出来形</td><td>☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。</td><td>☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。</td><td>☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。</td><td>☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">※　ばらつきの判断は様式５参照。　※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点８割以上収まっていること。
全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が80%以上の場合・・・・・・・・ａｂｃｄｅにより評価
全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が50%以上80%未満の場合・・・・ｂｃｄｅにより評価
全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が50%未満の場合・・・・・・・・ｃｄｅにより評価

上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合ｃｄｅにより評価する。
☐ 日頃より、出来形管理の不備等についての指摘を受けていた場合。
☐ しゅん功時の出来形管理書類に不備がある場合。</td></tr>
<tr><td>Ⅱ．品質</td><td>☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の90%以上該当する。</td><td>☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の70%以上該当する。</td><td>☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。</td><td>☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。</td><td>☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目　　※　ばらつきの判断は様式５参照。　※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点８割以上収まっていること。
☐ 材料の品質規格資料が施工前に提出され監督員の確認を受けている。
☐ 設計図書で定められている品質管理が、施工計画書に記載され管理されている。
☐ 杭に損傷及び補修痕がない。
☐ 杭の打止め管理方法または場所打ち杭の施工管理方法等が整備され、かつ記録を行っている。
☐ 水平度、鉛直度等が設計図書を満足している。
☐ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重等が設計図書を満足している。
☐ 杭頭処理が適正に処理されている。
☐ 型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度、養生期間を適正に管理されている。
☐ 鉄筋の組立・加工が適正である。
☐ スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。
☐ 気象条件に適した運搬、打設、締め固めを行っている。
☐ コンクリートの施工打ち継目を適正に処理されている。
☐ 特殊コンクリートの施工にあたって、施工条件を尊守し実施している。
☐ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足している。
☐ 構造物に影響を与えるクラックの発生がない。
☐ 掘削や土留等により周辺地盤に影響が生じていない。
☐ 直接基礎の床付け面において独自で各種試験（粘着力・内部摩擦角・埋戻土の単位堆積重量等）を行って、現場に反映している。
☐ 埋戻材の層状転圧等が適切で、端部を入念に施工している。
☐ 凍上抑制層、路盤の密度管理等が適正で、端部を入念に施工している。
☐ プライムコート・タックコートの施工及び品質管理が適正に行われている。
☐ その他（理由：　　）
☐ 進行性又は有害なクラックが発生したが、有識者(文献)等の意見に基づく処置を行っている。
上記該当があれば・・・・c
☐ ひび割れ調査の対象工事だが、調査を行っていない。
上記該当があれば・・・・d</td><td colspan="2">ばらつきの判断が不可能な場合
評価値が80%以上の場合・・・・・・・・・・b
評価値が80%未満の場合・・・・・・・・・・c
※ 削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

左記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合ｃｄｅにより評価する。
☐ 日頃より、品質管理の不備等について指摘を受けていた場合。
☐ しゅん功時の品質管理書類に不備がある場合。</td></tr>
</table>

①　出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
②　出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③　出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。
④　出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。

①品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
②品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。
④品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。

評価値計算方法
①当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。
③評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数

様式２－④－06（土木）

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

令和7年4月1日適用
（土木・工事主任用）

考査項目	工　種	細　別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	橋梁工（杭基礎工・下部工・上部工・塗装工・耐震補強工）	Ⅰ．出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
			※　ばらつきの判断は様式５参照。　※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点８割以上収まっていること。 全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が80%以上の場合・・・・・・・・ａｂｃｄｅにより評価 全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が50%以上80%未満の場合・・・・ｂｃｄｅにより評価 全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が50%未満の場合・・・・・・・・ｃｄｅにより評価 上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合ｃｄｅにより評価する。 □ 日頃より、出来形管理の不備等についての指摘を受けていた場合。 □ しゅん功時の出来形管理書類に不備がある場合。			①　出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②　出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③　出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④　出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。	
		Ⅱ．品質	a	b	c	d	e
			□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の90%以上該当する。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の70%以上該当する。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
			●評価対象項目　　※　ばらつきの判断は様式５参照。　※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点８割以上収まっていること。 □ 材料の品質規格資料が施工前に提出され監督員の確認を受けている。 □ 設計図書で定められている品質管理が、施工計画書に記載され管理されている。 □ 鋼材・鉄筋の員数照合がミルシート等（現物照合を含む）で確認されている。 □ 主要部材の板取りは主たる応力の方向と圧延方向と一致しており資料も整備されている。 □ 鋼材の切削面の表面あらさが50μm以下である。 □ ボルトの締付確認が規定通り実施され、明確に記録保管されている。 □ 落橋防止構造等の溶接部について、内部きずに関する非破壊試験検査を計画し、実施している。 □ 現場到着後、材料の保管管理が適切にされていた。 □ 支承の据付で、コンクリート面のチッピング及びモルタル付着が確認でき仕上げ面に水切り勾配がついている。 □ 設計図書に示す桁のキャンバー表を作成し工事管理を行っている。 □ 杭に損傷及び補修痕がない。 □ 杭の打止め管理方法または場所打ち杭の施工管理方法等が整備され記録されている。 □ 水平度、鉛直度等が設計図書を満足している。 □ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重等が設計図書を満足している。 □ 場所打杭についてトレミー管をコンクリート内に２m以上入れて施工している。 □ 杭頭処理が適正に処理されている。 □ ケレンが入念に実施されている。 □ 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っている。 □ 塗料を使用前に撹拌し、容器の底部に顔料が沈殿しないようにしてから使用している。 □ 塗り残し、気泡、むら、たれ、はけ目等の欠陥がない。 □ コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等を行っている。 □ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種、養生方法等、適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） □ 鉄筋の組立・加工が適正である。 □ スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 □ コンクリート打継目地処理が、仕様書等の規定に従い実施されている。 □ 引張装置（機器）のキャリブレーション及びPC鋼材の試験が実施されている。 □ 構造物に影響を与えるクラックの発生がない。 □ 凍上抑制層、路盤の密度管理等が適正で、端部を入念に施工している。 □ 舗装厚がコアー以外の方法によって確認している。 □ その他の復旧について、仕様書どおり施工されている。 □ その他（理由：　　）			①品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。 評価値計算方法 ①当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。 ③評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数 □ 進行性又は有害なクラックが発生したが、有識者(文献)等の意見に基づく処置を行っている。 上記該当があれば・・・・ｃ □ ひび割れ調査の対象工事だが、調査を行っていない。 上記該当があれば・・・・ｄ ばらつきの判断が不可能な場合 評価値が80%以上の場合・・・・・・・・・ｂ 評価値が80%未満の場合・・・・・・・・・ｃ ※ 削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。 左記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合ｃｄｅにより評価する。 □ 日頃より、品質管理の不備等について指摘を受けていた場合。 □ しゅん功時の品質管理書類に不備がある場合。	

様式２－④－07（土木）

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

令和7年4月1日適用
（土木・工事主任用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ</td><td rowspan="2">橋梁工（工場製作工）</td><td>Ⅰ．出来形</td><td>☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。</td><td>☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。</td><td>☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。</td><td>☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">※　ばらつきの判断は様式５参照。　※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点８割以上収まっていること。
全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が80%以上の場合・・・・・・・・ａｂｃｄｅにより評価
全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が50%以上80%未満の場合・・・・ｂｃｄｅにより評価
全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が50%未満の場合・・・・・・・・ｃｄｅにより評価

上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合ｃｄｅにより評価する。
☐ 日頃より、出来形管理の不備等についての指摘を受けていた場合。
☐ しゅん功時の出来形管理書類に不備がある場合。

①　出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
②　出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③　出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。
④　出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅱ．品質</td><td>ａ</td><td>ｂ</td><td>ｃ</td><td>ｄ</td><td>ｅ</td></tr>
<tr><td>☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の90%以上該当する。</td><td>☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の70%以上該当する。</td><td>☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。</td><td>☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。</td><td>☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目　　※　ばらつきの判断は様式５参照。　※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点８割以上収まっていること。
☐ 材料の品質規格資料が施工前に提出され監督員の確認を受けている。
☐ 設計図書で定められている品質管理が、施工計画書に記載され管理されている。
☐ 鋼材の員数照合がミルシート等（現物照合を含む）で確認されている。
☐ 主要部材の板取りは主たる応力の方向と圧延方向と一致しており資料も整備されている。
☐ 鋼材の切削面の表面あらさが50μm以下である。
☐ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。
☐ 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足している。
☐ 溶接施工に係る施工計画書を提出している。
☐ 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作している。
☐ 欠陥部の発生が見られない。
☐ ケレンが入念に実施されている。
☐ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工している。
☐ 気温及び湿度の管理を行い、塗装作業を行っている。
☐ 塗料の品質が出荷証明書、塗装成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
☐ 塗料を使用前に撹拌し、容器の底部に顔料が沈殿しないようにしてから使用している。
☐ 塗り残し、気泡、むら、たれ、はけ目等の欠陥がない。
☐ その他（理由：　　）

ばらつきの判断が不可能な場合
評価値が80%以上の場合・・・・・・・・・ｂ
評価値が80%未満の場合・・・・・・・・・ｃ
※ 削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

左記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合ｃｄｅにより評価する。
☐ 日頃より、品質管理の不備等について指摘を受けていた場合。
☐ しゅん功時の品質管理書類に不備がある場合。

①品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
②品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。
④品質管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。

評価値計算方法
①当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。
③評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数</td></tr>
</table>

様式２－④－08（土木）

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

令和7年4月1日適用
（土木・工事主任用）

考査項目	工　種	細　別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	トンネル工（山岳トンネル工事・地下鉄工事等）	Ⅰ．出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
			※　ばらつきの判断は様式５参照。　※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点８割以上収まっていること。 全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が80%以上の場合・・・・・・・・ａｂｃｄｅにより評価 全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が50%以上80%未満の場合・・・・ｂｃｄｅにより評価 全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が50%未満の場合・・・・・・・・ｃｄｅにより評価 上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合ｃｄｅにより評価する。 □ 日頃より、出来形管理の不備等についての指摘を受けていた場合。 □ しゅん功時の出来形管理書類に不備がある場合。			①　出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②　出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③　出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④　出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。	
		Ⅱ．品質	a	b	c	d	e
			□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の90%以上該当する。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の70%以上該当する。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
			●評価対象項目　　※　ばらつきの判断は様式５参照。　※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点８割以上収まっていること。 □ 材料の品質規格資料が施工前に提出され監督員の確認を受けている。 □ 設計図書で定められている品質管理が、施工計画書に記載され管理されている。 □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設方法及び締固め方法が、定められた条件を満足している。 □ 設計図書に定められた岩区分（支保工パターン含む）の境界を確認して施工を行っている。 □ 坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足している。 □ 日々計測管理を行っており、それに基づいた施工が行われている。 □ 金網の継ぎ目を15cm（一目）以上重ね合わせている。 □ 吹付けコンクリートは浮石等を除いた後に、15cm以下の厚さで地山と密着するよう施工されている。 □ 吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上で、湿潤状態で施工している。 □ 吹付けコンクリートのはね返りを少なくするために、吹付面へのノズルの角度や距離、衝突速度が適正になるように調整している。 □ ロックボルト挿入前にくり粉除去の清掃がなされている。 □ 覆工コンクリート打設時、型枠に偏圧を与えていない。 □ コンクリート打継目地処理が仕様書等の規定に従い実施されている。 □ 逆巻の場合、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上にない。 □ レイタンスを取り除き、コンクリートの打設を行っている。 □ コンクリート供試体が、当該現場の同一条件下に置かれている供試体である。 □ 型枠等の取り外しに関して適切に管理されている。 □ 覆工コンクリート等に影響を与えるクラックの発生がない。 □ ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足している。 □ 防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っている。 □ その他（理由：　　）			①品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。 評価値計算方法 ①当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。 ③評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数 ばらつきの判断が不可能な場合 評価値が80%以上の場合・・・・・・・・・ｂ 評価値が80%未満の場合・・・・・・・・・ｃ ※　削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。 上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合ｃｄｅにより評価する。 □ 日頃より、品質管理の不備等について指摘を受けていた場合。 □ しゅん功時の品質管理書類に不備がある場合。	

様式２－④－09（土木）

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

令和7年4月1日適用
（土木・工事主任用）

考査項目	工　種	細　別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	植栽工	Ⅰ．出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

※　ばらつきの判断は様式５参照。　※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点８割以上収まっていること。
全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が80%以上の場合・・・・・・・・ａｂｃｄｅにより評価
全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が50%以上80%未満の場合・・・・ｂｃｄｅにより評価
全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が50%未満の場合・・・・・・・・ｃｄｅにより評価

上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合ｃｄｅにより評価する。
□ 日頃より、出来形管理の不備等についての指摘を受けていた場合。
□ しゅん功時の出来形管理書類に不備がある場合。

①　出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
②　出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③　出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。
④　出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。

			a	b	c	d	e
		Ⅱ．品質	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の90%以上該当する。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の70%以上該当する。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

●評価対象項目　　※　ばらつきの判断は様式５参照。　※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点８割以上収まっていること。
□ 材料の品質規格資料が、施工前に提出され、監督員の確認を受けている
□ 設計図書に定める植栽に係る品質管理が、施工計画書に基づき管理されている。
□ 新植樹木、地被類は所定の形状を有し、病虫害・傷・腐れ・鉢くずれ等が無く、保護養生が適切である。
□ 張芝（公園用良質芝、栽培土工芝）は生育が良く、緊密な根系を有し、萎れ・病虫害・雑草の根系が無く、保護養生が適切である。
□ 花弁類は毛根の発育（鉢廻り）が良好で、茎太く、適度の節間を有し、草姿が良好である。
□ 客土及び土壌改良剤の品質は、仕様書に定められている規格以上のものである。
□ 新植樹木・張芝・地被類は圃場より搬入後、直ちに植付けしている。
□ 新植樹木、移植木は余剰枝の剪定、整姿、その他必要な手入れがなされている。
□ 排水不良地・乾燥地等に対応した樹木の活着管理が適切に行われている。
□ 支柱は仕様書・造園工事標準図に基づき、根入が十分でぐらつかず、結束部は杉皮等で保護し適切に施工されている。
□ 張芝・吹付芝の施工前に土壌硬度試験及び土壌試験（PH）を実施し、施工に活かされている。
□ 土壌改良剤や肥料が客土と十分攪拌されていることが確認できる。
□ 張芝・吹付芝の床土は設計書に示す配合で均等に敷均し、適度の転圧をかけた後、むらなく均一に施工されている。
□ 土壌改良剤や肥料の施用量が空袋、計量器により明確に確認できる。
□ その他（理由：　　）

ばらつきの判断が不可能な場合
評価値が80%以上の場合・・・・・・・・・ｂ
評価値が80%未満の場合・・・・・・・・・ｃ
※ 削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合ｃｄｅにより評価する。
□ 日頃より、品質管理の不備等について指摘を受けていた場合。
□ しゅん功時の品質管理書類に不備がある場合。

①品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
②品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。
④品質管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。

評価値計算方法
①当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。
③評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数

様式２－④－10（土木）

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

令和7年4月1日適用
（土木・工事主任用）

考査項目	工　種	細　別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	造園工	Ⅰ．出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

※　ばらつきの判断は様式５参照。　※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点８割以上収まっていること。
全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が80%以上の場合・・・・・・・・ａｂｃｄｅにより評価
全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が50%以上80%未満の場合・・・・ｂｃｄｅにより評価
全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が50%未満の場合・・・・・・・・ｃｄｅにより評価

上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合ｃｄｅにより評価する。
□ 日頃より、出来形管理の不備等についての指摘を受けていた場合。
□ しゅん功時の出来形管理書類に不備がある場合。

① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。
④ 出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。

		Ⅱ．品質	a	b	c	d	e
			□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の90%以上該当する。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の70%以上該当する。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

●評価対象項目　　※　ばらつきの判断は様式５参照。　※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点８割以上収まっていること。

□ 材料の品質規格資料が施工前に提出され監督員の確認を受けている。
□ 設計図書に定める品質管理が、施工計画書に記載され管理されている。
□ 作工物・構造物周りの埋戻材が適切で、突き固めも十分行われたことが確認できる。
□ AS舗装施工はコア採取により厚さ、密度管理が行われ、狭小面積施工の場合は、機械転圧による締固作業が確認できる。
□ 園路、広場等の表層（特殊舗装含む）は、仕様書、特記仕様書に定められた品質を確保している。
□ 園路等の路盤、凍上抑制層の転圧や工事施工管理基準に基づいた密度管理が適正に行われている。
□ 鋼製品の塗装厚・サビ止及び材料の品質を確認できる書類が整備されている。
□ 木製品の塗装、表面処理、防腐処理等を確認できる書類が整備されている。
□ 遊戯施設をはじめ、各施設の機能・安全性等において、設計図書に適合した施工が適切に行われていることが確認できる。
□ 現場打ちコンクリートは打設法・温度管理・養生等が仕様書に基づき適切に行われている。
□ 配筋は継手長・被り厚・結束など設計図、仕様書等に基づき適切に施工されている。
□ 外柵（石積・外柵石・車止・フェンス類等）の管理施設は通りが良く、傾きもなく設置されている。
□ 水飲台、散水栓設置工、その他給水関連の工事においては水圧試験を行い、特記仕様書に示す所定の水圧が保証されている。
□ 表面排水、暗渠排水施設が有効に機能していることを視認等により確認できる。
□ 照明施設やその他電気設備工事においては接地抵抗試験、点灯試験、絶縁抵抗試験を行い、所定の基準値が確保されている。
□ 新植樹木は所定の形状を有し、病虫害・損傷・鉢くずれ等がなく、保護養生・活着管理が適切に行われている。
□ 張芝は、雑草の混入・病虫害が無く、保護養生・活着管理が適切に行われている。
□ 新植樹木・張芝・地被類は圃場より搬入後、直ちに植付けしている。
□ 張芝・吹付芝の施工前に土壌硬度試験及び土壌試験（PH）を実施し、施工に活かされている。
□ 張芝・吹付芝の床土は設計書に示す配合で均等に敷均し、適度の転圧をかけた後、むらなく均一に施工されている。
□ 土壌改良剤、肥料等の施用量が空袋、計量器により明確に確認でき、客土との攪拌も十分なされていることが確認できる。
□ その他（理由：　　）

① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。
なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。
④ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。

評価値計算方法
①当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。
③評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数

ばらつきの判断が不可能な場合
評価値が80%以上の場合・・・・・・・・・b
評価値が80%未満の場合・・・・・・・・・c
※ 削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

左記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合ｃｄｅにより評価する。
□ 日頃より、品質管理の不備等について指摘を受けていた場合。
□ しゅん功時の品質管理書類に不備がある場合。

様式２－④－11（土木）

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

令和7年4月1日適用
（土木・工事主任用）

考査項目	工　種	細　別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	河川工	Ⅰ．出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
			※　ばらつきの判断は様式５参照。　※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点８割以上収まっていること。 全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が80%以上の場合・・・・・・・・ａｂｃｄｅにより評価 全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が50%以上80%未満の場合・・・・ｂｃｄｅにより評価 全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が50%未満の場合・・・・・・・・ｃｄｅにより評価 上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合ｃｄｅにより評価する。 □ 日頃より、出来形管理の不備等についての指摘を受けていた場合。 □ しゅん功時の出来形管理書類に不備がある場合。			①　出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②　出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③　出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④　出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。	
		Ⅱ．品質	a	b	c	d	e
			□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の90%以上該当する。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の70%以上該当する。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
			●評価対象項目　　※　ばらつきの判断は様式５参照。　※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点８割以上収まっていること。 □ 材料の品質規格資料が施工前に提出され監督員の確認を受けている。 □ 設計図書で定められている品質管理が施工計画書に記載され管理されている。 □ 土工は、地形、地質、気象、周辺環境に適した機種選定、施工方法で行った。 □ 掘削・法面整形では地山を乱さず、かつ平坦に仕上げた。 □ 盛土は、基地盤掻き起こし、層状転圧、段切り、含水比等適正な施工を行った。 □ 連結ブロックの連結線のかさね、シート等の重ね合わせ等仕様書どおり施工された。 □ コンクリートブロック、石積み等の裏込掘削が適切で裏込め材の転圧が入念に行われた。 □ 自然石積みは、石の組合せが適正で、密に積さっている。 □ 自然石積みは、胴込め、裏込コンクリートに段差、空隙、余分な付着無く施工された。 □ 構造物基礎杭、遮水矢板等の打ち込み等の施工方法が適正であった。 □ 配筋が設計図書どおりであることが、臨場または机上により確認された。 □ 現場打コンクリートは、打設方法、締め固め、温度管理等が仕様書どおり施工された。 □ 管、桝、基礎、フィルター材等の転圧、接合が適正に施工された。 □ 生芝、わら芝、植生ロール等緑化材料の活着管理、保護養生が適切に行われている。 □ 植栽樹木は、根が乾かぬよう、搬入日に植え付けるか、十分な保護養生を行っている。 □ 舗設は温度管理・敷均し転圧等が適正で、入念に施工している。 □ プライムコート・タックコートの施工及び品質管理が適正に行われている。 □ 軟弱地盤処理が現地の状況に応じて、計画書どおり施工されている。 □ その他（理由： ばらつきの判断が不可能な場合 評価値が80%以上の場合・・・・・・・・・ｂ 評価値が80%未満の場合・・・・・・・・・ｃ ※ 削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			①品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。 上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合ｃｄｅにより評価する。 □ 日頃より、品質管理の不備等について指摘を受けていた場合。 □ しゅん功時の品質管理書類に不備がある場合。 ）　評価値計算方法 ①当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。 ③評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数	

様式２－④－12（土木）

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

令和7年4月1日適用
（土木・工事主任用）

考査項目	工　種	細　別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	上水道（開削）	Ⅰ．出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

※　ばらつきの判断は様式５参照。　※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点８割以上収まっていること。
全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が80%以上の場合・・・・・・・・ａｂｃｄｅにより評価
全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が50%以上80%未満の場合・・・・ｂｃｄｅにより評価
全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が50%未満の場合・・・・・・・・ｃｄｅにより評価

上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合ｃｄｅにより評価する。
□ 日頃より、出来形管理の不備等についての指摘を受けていた場合。
□ しゅん功時の出来形管理書類に不備がある場合。

①　出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
②　出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③　出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。
④　出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。

			a	b	c	d	e
		Ⅱ．品質	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の90%以上該当する。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の70%以上該当する。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

●評価対象項目　　※　ばらつきの判断は様式５参照。　※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点８割以上収まっていること。

□ 材料の品質規格資料が施工前に提出され監督員の確認を受けている。
□ 設計図書で定められている品質管理が施工計画書に記載され管理されている。
□ 管布設（材料、加工、接合）が設計図書に基づき仕様書通り施工されている。
□ 管の基礎、管周囲は、良質な材料で空隙のないよう仕様書通り施工されている。
□ 分岐工等は、設計図書に基づき仕様書通り施工されている。
□ 仕切弁等の設置は設計図書のとおり施工されている。
□ 水圧試験は所定の水圧が確保され、水密性が確保されている。
□ 埋設管のポリエチレンスリーブ被覆防食は、破損がなく、テープ・ゴムバンドが適切に巻かれている。
□ 弁室等構築は、設計書に基づき仕様書通り施工され、ひび割れ、漏水等がない。
□ 弁室の足掛け金物は適切に施工され、鉄蓋は施工手順書に従い正確に据えつけられている。
□ 埋戻しの層状転圧等が適切で、構造物周辺や端部を入念に施工している。
□ 土工、凍上抑制層の密度管理等が適正で、端部を入念に施工している。
□ 路盤、アスファルトの密度管理等が適正で、端部を入念に施工している。
□ プライムコート・タックコートの施工及び品質管理が適正に行われている。
□ 舗設は温度管理・敷均し転圧等が適切で、入念に施工している。
□ 縁石等道路付属物の復旧が適切に行われている。
□ 洗管・切替作業において、仕様書どおり計画的に実施され、かつ住民対応等が的確に実施されている。
□ しゅん功図の表示に錯誤がなく見やすい。
□ その他（理由：　　）

ばらつきの判断が不可能な場合
評価値が80%以上の場合・・・・・・・・・ｂ
評価値が80%未満の場合・・・・・・・・・ｃ
※　削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

左記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合ｃｄｅにより評価する。
□ 日頃より、品質管理の不備等について指摘を受けていた場合。
□ しゅん功時の品質管理書類に不備がある場合。

①品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
②品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。
④品質管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。

評価値計算方法
①当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。
③評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数

様式２－④－13（土木）

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

令和7年4月1日適用
（土木・工事主任用）

考査項目	工　種	細　別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	上水道（推進）	Ⅰ．出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

※　ばらつきの判断は様式５参照。　※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点８割以上収まっていること。
全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が80%以上の場合・・・・・・・・ａｂｃｄｅにより評価
全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が50%以上80%未満の場合・・・・ｂｃｄｅにより評価
全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が50%未満の場合・・・・・・・・ｃｄｅにより評価

上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合ｃｄｅにより評価する。
□ 日頃より、出来形管理の不備等についての指摘を受けていた場合。
□ しゅん功時の出来形管理書類に不備がある場合。

①　出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
②　出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③　出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。
④　出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。

		Ⅱ．品質	a	b	c	d	e
			□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の90%以上該当する。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の70%以上該当する。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

●評価対象項目　　※　ばらつきの判断は様式５参照。　※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点８割以上収まっていること。

□ 材料の品質規格資料が施工前に提出され監督員の確認を受けている。
□ 設計図書で定められている品質管理が施工計画書に記載され管理されている。
□ 推進管の布設は目立った屈曲がない。
□ 推進管にクラックや変形がない。
□ 推進管の継ぎ手、グラウトホール等から漏水がない。
□ 管の継ぎ手、コンクリートブロック等の継ぎ手の目地仕上げが良好である。
□ 挿入管は外管と適切な離隔が確保されて布設された。
□ 配水管と推進管との空隙は、設計図に基づき適切な材料を完全に充填した。
□ 配水管の接合は、設計図に基づき仕様書通り施工された。
□ 立抗の土留めは適切に計画され、支保工架設、撤去の時期が問題なく、仮設物の変位による周辺地盤や施設の沈下等の影響がなかった。
□ 推進機材（刃口、セミシールド、後方設備）の計画が施工条件に合致し、施工途中の管理（切り刃監視、土量管理、推進管理）が適切で、地盤沈下等の影響がなかった。
□ 立抗の埋戻は、設計図に基づき仕様書通り施工され、周辺地盤とのすり付けが良く、舗装切断跡の処置も良い。
□ 埋戻しの層状転圧等が適切で、構造物周辺や端部を入念に施工している。
□ 土工、凍上抑制層の密度管理等が適正で、端部を入念に施工している。
□ 路盤、アスファルトの密度管理等が適正で、端部を入念に施工している。
□ プライムコート・タックコートの施工及び品質管理が適正に行われている。
□ 舗設は温度管理・敷均し転圧等が適切で、入念に施工している。
□ 縁石等道路付属物の復旧が適切に行われている。
□ しゅん功図の表示に錯誤がなく見やすい。
□ その他（理由：　　）

①品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
②品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。
④品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。

評価値計算方法
①当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。
③評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数

ばらつきの判断が不可能な場合
評価値が80%以上の場合・・・・・・・・・・b
評価値が80%未満の場合・・・・・・・・・・c
※ 削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

左記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合ｃｄｅにより評価する。
□ 日頃より、品質管理の不備等について指摘を受けていた場合。
□ しゅん功時の品質管理書類に不備がある場合。

様式２－④－14（土木）

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

令和7年4月1日適用
（土木・工事主任用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ</td><td rowspan="2">上水道（水管橋）</td><td>Ⅰ．出来形</td><td>☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。</td><td>☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。</td><td>☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。</td><td>☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">※　ばらつきの判断は様式５参照。　※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点８割以上収まっていること。
全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が80%以上の場合・・・・・・・・ａｂｃｄｅにより評価
全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が50%以上80%未満の場合・・・・ｂｃｄｅにより評価
全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が50%未満の場合・・・・・・・・ｃｄｅにより評価

上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合ｃｄｅにより評価する。
☐ 日頃より、出来形管理の不備等についての指摘を受けていた場合。
☐ しゅん功時の出来形管理書類に不備がある場合。

①　出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
②　出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③　出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。
④　出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅱ．品質</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の90%以上該当する。</td><td>☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の70%以上該当する。</td><td>☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。</td><td>☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。</td><td>☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目　　※　ばらつきの判断は様式５参照。　※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点８割以上収まっていること。
☐ 資材の品質規格資料が施工前に提出され監督員の確認を受けている。
☐ 設計図書で定められている品質管理が施工計画書に記載され管理されている。
☐ 添架管、架台等の品質がミルシート等で確認できる。
☐ 工場溶接は、有資格者が行い、下地処理、乾燥が適切に行われた。
☐ 工場塗装は、ケレンを入念に行い、乾燥状態で行われ塗膜厚が適切に管理され有害付着物がない。
☐ 工場製作の加工精度計画が事前に提出され、その計画に適合した施工が行われた。
☐ 本管の現場溶接は、有資格者が行い、下地処理、乾燥が適切に行われた。
☐ 現場塗装は、ケレンを入念に行い、乾燥状態で行われ、塗膜厚が適切に管理され有害付着物がない。
☐ 接合部のボルト締め付けは、トルク調整レンチを使用しているか、トルクの確認頻度が適切である。
☐ 開削部分の本管接合は、仕様書で定められた一連の工程が適切に実施された。
☐ 開削部分のポリエチレンスリーブ被覆防食は、破損がなく、テープ・ゴムバンドが適切に巻かれている。
☐ 水圧試験は所定の水圧が確保され、水密性が確保されている。
☐ 埋戻しの層状転圧等の施工・管理が適切に行われ、構造物、仮設材周辺も入念に転圧された。
☐ 埋戻しの層状転圧等が適切で、構造物周辺や端部を入念に施工している。
☐ 土工、凍上抑制層の密度管理等が適正で、端部を入念に施工している。
☐ 路盤、アスファルトの密度管理等が適正で、端部を入念に施工している。
☐ 舗設は温度管理・敷均し転圧等が適切で、入念に施工している。
☐ その他の復旧資材、施工が適切に計画、実施された。
☐ しゅん功図の表示に錯誤がなく見やすい。
☐ その他（理由：　　）
ばらつきの判断が不可能な場合
評価値が80%以上の場合・・・・・・・・・ｂ
評価値が80%未満の場合・・・・・・・・・ｃ
※ 削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

①品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
②品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。
④品質管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。

評価値計算方法
①当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。
③評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数

左記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合ｃｄｅにより評価する。
☐ 日頃より、品質管理の不備等について指摘を受けていた場合。
☐ しゅん功時の品質管理書類に不備がある場合。</td></tr>
</table>

様式２－④－15（土木）

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

令和7年4月1日適用
（土木・工事主任用）

考査項目	工　種	細　別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	下水道（開削・推進・管更生）	Ⅰ．出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
			※　ばらつきの判断は様式５参照。　※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点８割以上収まっていること。 全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が80%以上の場合・・・・・・・・ａｂｃｄｅにより評価 全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が50%以上80%未満の場合・・・・ｂｃｄｅにより評価 全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が50%未満の場合・・・・・・・・ｃｄｅにより評価 上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合ｃｄｅにより評価する。 □ 日頃より、出来形管理の不備等についての指摘を受けていた場合。 □ しゅん功時の出来形管理書類に不備がある場合。			①　出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②　出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③　出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④　出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。	
		Ⅱ．品質	a	b	c	d	e
			□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の90%以上該当する。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の70%以上該当する。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
			●評価対象項目　　※　ばらつきの判断は様式５参照。　※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点８割以上収まっていること。 □ 設計図書で定められている品質管理が施工計画書に記載され、実施されている。 □ 材料の品質規格資料が施工前に提出され、監督員の確認を受けている。 □ しゅん功時の品質管理書類に指摘事項がない。 □ 掘削時の土留め方法や推進時の掘進方法が適切に行われ、周辺地盤への影響が見られない。 □ 管路土工における床付面は、適切に湧水対策が施され、良好に仕上がっている。 □ 管きょ、マンホール等の砂・砕石基礎は、敷均し及び転圧等が適切に行われ、平坦に仕上がっている。 □ 現場打ちマンホール等のコンクリートの打設及び配筋は、設計図書のとおり適切に管理され、実施されている。 □ 開削工法や推進工法において、管きょの布設が適切に行われ、クラックや変形がなく、とおりがよい。 □ 推進管の裏込めは、材料が適切に選定され十分充填されていることが確認できる。 □ 組立マンホールの連結部は、止水シール・止水ゴムが適切に使用されており、漏水がない。 □ 現場打ちマンホールの足掛金物は、位置や向きが適切に設置され仕上がりが良い。 □ インバートは形状、勾配、表面仕上げが適切である。 □ 鉄蓋は、位置や向きが適切に設置され、舗装との段差が適切である。 □ ますは傾きがなく、取付管は本管との接続箇所において、隣接する取付管と適切な間隔が確保されており、理由のない屈曲がない。 □ 埋戻しの層状転圧などの施工・管理が適切に行われ、構造物、仮設材周辺も入念に転圧され、地盤に沈下がない。 □ プライムコート・タックコートの施工及び品質管理が適正に行われている。 □ 舗装は仕上がりが良く、既設舗装とのすり付けはクラック等がなく適切である。 □ 縁石等道路付属物の復旧が適切に行われている。 □ 反転・形成工法において、各工法が定める時間管理、温度管理及び圧力管理が適正に行われている。（管更生工） □ 製管工法において、裏込め材の注入量の記録管理や圧力管理が適正に行われている。（管更生工） □ 管更生工法において、更生管にはふくれ、しわ、扁平、破損等がない。 □ 管更生工法において、更生管とマンホールとの接続部は、仕上がりが良い。 □ 管更生工法において、取付管口は、正確に穿孔され仕上がりが良い。 □ その他（理由：　　）			①品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。 評価値計算方法 ①当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。 ③評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数 ばらつきの判断が不可能な場合 評価値が80%以上の場合・・・・・・・・・ｂ 評価値が80%未満の場合・・・・・・・・・ｃ ※ 削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。 左記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合ｃｄｅにより評価する。 □ 日頃より、品質管理の不備等について指摘を受けていた場合。 □ しゅん功時の品質管理書類に不備がある場合。	

様式２－④－16（土木）

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

令和7年4月1日適用
（土木・工事主任用）

考査項目	工　種	細　別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	軌道工 (路面電車)	Ⅰ．出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
			※　ばらつきの判断は様式５参照。　※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点８割以上収まっていること。 全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が80%以上の場合・・・・・・・・・ａｂｃｄｅにより評価 全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が50%以上80%未満の場合・・・・ｂｃｄｅにより評価 全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が50%未満の場合・・・・・・・・ｃｄｅにより評価 上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合ｃｄｅにより評価する。 □ 日頃より、出来形管理の不備等についての指摘を受けていた場合。 □ しゅん功時の出来形管理書類に不備がある場合。			①　出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②　出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③　出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④　出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。	
		Ⅱ．品質	a	b	c	d	e
			□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の90%以上該当する。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の70%以上該当する。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
			●評価対象項目　　※　ばらつきの判断は様式５参照。　※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点８割以上収まっていること。 □ 材料の品質規格資料が施工前に提出され監督員の確認を受けている。 □ 設計図書で定めている品質管理が、施工計画書に記載され管理されている。 □ 材料の品質規格証明書が整備されている。 □ 本線レール穴あけ及び切断が、適切な機械を用いて行われている。 □ レールと枕木の現場締結が、仕様書等に定められたとおり施工されている。 □ 軌きょうの敷設が、仕様書等のとおり施工されている。 □ レールの継ぎ目及び頭部の肉盛り溶接補修が仕様書等のとおり適切に施工されている。 □ 分岐器の設置において、トングレールの密着が適切である。 □ 絶縁継目の設置が仕様書等のとおり適切に施工されている。 □ レールボンドの取り付けが仕様書等のとおり適切に施工されている。 □ 脱線防止レール等の敷設、間隔材の取付け及びゴムシュートの取付けが、仕様書等のとおり適切に施工されている。 □ 道床砕石の突き固めが、タイタンパ等により枕木下まで適切に施工されている。 □ 軌道の狂い値が仕様書等に定められた基準値内で施工されている。 □ 混合物の敷き均し温度及び交通開放時の表面温度が仕様書に定められた通りである。 □ 既設舗装との継ぎ目が、段差なく仕上がっている。 □ 気象条件等に適した混合物の運搬方法、舗設作業（締固め等）の配慮が行なわれている。 □ 現場に搬入された路盤材が設計図書に示す品質規格通りであることを確認できる。 □ 下層路盤工の密度管理等が適正に行われている。 □ 凍上抑制層の密度管理等が適正に行われている。 □ プライムコート・タックコートの施工及び品質管理が適正に行われている。 □ コア採取により厚さ・密度の管理が適切に行われている。 □ その他（理由：　　）			①品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。 評価値計算方法 ①当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。 ③評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数 ばらつきの判断が不可能な場合 評価値が80%以上の場合・・・・・・・・・ｂ 評価値が80%未満の場合・・・・・・・・・ｃ ※ 削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。 左記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合ｃｄｅにより評価する。 □ 日頃より、品質管理の不備等について指摘を受けていた場合。 □ しゅん功時の品質管理書類に不備がある場合。	

様式２－④－17（土木）

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

令和7年4月1日適用
（土木・工事主任用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="3">３．出来形
及び
出来ばえ</td><td rowspan="3">軌道工
（地下鉄）</td><td>Ⅰ．出来形</td><td>☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。</td><td>☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。</td><td>☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。</td><td>☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">※　ばらつきの判断は様式５参照。　※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点８割以上収まっていること。
全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が80%以上の場合・・・・・・・・ａｂｃｄｅにより評価
全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が50%以上80%未満の場合・・・・ｂｃｄｅにより評価
全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が50%未満の場合・・・・・・・・ｃｄｅにより評価

上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合ｃｄｅにより評価する。
☐ 日頃より、出来形管理の不備等についての指摘を受けていた場合。
☐ しゅん功時の出来形管理書類に不備がある場合。

①　出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
②　出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③　出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。
④　出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。</td></tr>
<tr><td>Ⅱ．品質</td><td>☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の90%以上該当する。</td><td>☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の70%以上該当する。</td><td>☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。</td><td>☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。</td><td>☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目　　※　ばらつきの判断は様式５参照。　※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点８割以上収まっていること。
［共通］
☐ 材料の品質規格資料が施工前に提出され監督員の確認を受けている。
☐ 設計図書で定めている品質管理が、施工計画書に記載され管理されている。
☐ 材料の品質規格証明書が整備されている。
☐ その他（理由：　　）
［走行路］
☐ 施工部分の作業前清掃が適切に行なわれている。
☐ 適時注入材料が所定の時間で硬化することを確認して作業に当っている。
☐ 注入圧力・吐出量を調整しながら、効果的な注入が行なわれている。
☐ 吐出口からの吐出を確認しクラックへの注入を的確に行なっている。
☐ 端部のシールが適切に行なわれ、注入材の漏出が生じていない。
☐ 注入口削孔後の清掃を入念に実施している。
☐ 溶接が有資格者により適切に行なわれ、表面仕上げがよい。
☐ 樹脂モルタルの配合が、適切に行なわれている。
☐ 樹脂モルタル施工後、養生が適切な温度・時間行なわれている。
☐ 既設の脆弱部が確実に撤去され、施工面が綺麗に仕上げられている。
☐ プライマー及び隔膜材がむらなく塗布され、適切に養生している。
☐ 走行路面の浮きや空隙の有無について、打音検査にて確認している。
［案内軌条］
☐ ケレンを入念に実施している。
☐ 気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っている。
☐ 塗料を使用前に撹拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用している。
☐ 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っている。
☐ 塗り残し、気泡、むら、たれ、はけ目等の欠陥がない。
☐ 樹脂モルタルの配合が、適切に行なわれている。
☐ あと施工アンカー等、強度試験が適切に行われている。
☐ タイプレートと樹脂モルタルの接着が十分であり、一体となっている。
☐ 締結装置のボルト接合に際し、トルク調整レンチを使用し緩みなく堅固に締付けられている。

①品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
②品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。
④品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。

評価値計算方法
①当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。
③評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数

ばらつきの判断が不可能な場合

評価値が80%以上の場合・・・・・・・・・ｂ
評価値が80%未満の場合・・・・・・・・・ｃ
※　削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

左記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合ｃｄｅにより評価する。
☐ 日頃より、品質管理の不備等について指摘を受けていた場合。
☐ しゅん功時の品質管理書類に不備がある場合。</td></tr>
</table>

様式２－④－18（土木）

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

令和7年4月1日適用
（土木・工事主任用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ</td><td rowspan="4">防護柵（網）・標識・区画線等設置工</td><td>Ⅰ．出来形</td><td>☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。</td><td>☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。</td><td>☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。</td><td>☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">※　ばらつきの判断は様式５参照。　※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点８割以上収まっていること。
全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が80%以上の場合・・・・・・・・・ａｂｃｄｅにより評価
全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が50%以上80%未満の場合・・・・ｂｃｄｅにより評価
全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が50%未満の場合・・・・・・・・ｃｄｅにより評価

上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合ｃｄｅにより評価する。
☐ 日頃より、出来形管理の不備等についての指摘を受けていた場合。
☐ しゅん功時の出来形管理書類に不備がある場合は、「ｃ」評価とする。

①　出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
②　出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③　出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。
④　出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。</td></tr>
<tr><td>Ⅱ．品質</td><td>☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の90%以上該当する。</td><td>☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の70%以上該当する。</td><td>☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。</td><td>☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。</td><td>☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目　　※　ばらつきの判断は様式５参照。　※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点８割以上収まっていること。
☐ 材料の品質規格資料が施工前に提出され監督員の確認を受けている。
☐ 設計図書で定められている品質管理が、施工計画書に記載され管理されている。
☐ 材料の品質証明書が整備されている。
☐ 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定に従い適正に施工し、規格値を満足している。
☐ 塗料の空缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。
☐ ペイント式（常温式）区画線にシンナーを使用する場合、使用量が10%以下であることが確認できる。
☐ 区画線の施工部分が清掃されていることが確認できる。
☐ 試験片の裏面に日時、採取箇所、区画線種別、気温、塗料温度、測定値が記入されている。
☐ タコメーター記録紙で提出されている。
☐ 区画線施工後の養生をコーン等で養生していることが確認できる。
☐ 標識板が支柱に金具等で適正に固定されている。
☐ その他（理由：　　）

ばらつきの判断が不可能な場合
評価値が80%以上の場合・・・・・・・・・ｂ
評価値が80%未満の場合・・・・・・・・・ｃ
※ 削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合ｃｄｅにより評価する。
☐ 日頃より、品質管理の不備等について指摘を受けていた場合。
☐ しゅん功時の品質管理書類に不備がある場合。

①品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
②品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。
④品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。

評価値計算方法
①当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。
③評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数</td></tr>
</table>

様式２－④－19（土木）

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

令和7年4月1日適用
（土木・工事主任用）

考査項目	工　種	細　別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	塗装工	Ⅰ．出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

※　ばらつきの判断は様式５参照。　※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点８割以上収まっていること。
全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が80%以上の場合・・・・・・・・ａｂｃｄｅにより評価
全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が50%以上80%未満の場合・・・・ｂｃｄｅにより評価
全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が50%未満の場合・・・・・・・・ｃｄｅにより評価

上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合ｃｄｅにより評価する。
□ 日頃より、出来形管理の不備等についての指摘を受けていた場合。
□ しゅん功時の出来形管理書類に不備がある場合。

①　出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
②　出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③　出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。
④　出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。

		Ⅱ．品質	a	b	c	d	e
			□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の90%以上該当する。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の70%以上該当する。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

●評価対象項目　　※　ばらつきの判断は様式５参照。　※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点８割以上収まっていること。
□ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
□ ケレンを入念に実施していることが確認できる。
□ 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。
□ 塗料を使用前に撹拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。
□ 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。
□ 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。
□ 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。
□ 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。
□ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
□ その他
□　　理由：

ばらつきの判断が不可能な場合
評価値が80%以上の場合・・・・・・・・・ｂ
評価値が80%未満の場合・・・・・・・・・ｃ
※ 削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合ｃｄｅにより評価する。
□ 日頃より、品質管理の不備等について指摘を受けていた場合。
□ しゅん功時の品質管理書類に不備がある場合。

①品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
②品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。
④品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。

評価値計算方法
①当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。
③評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数

様式２－④－20（土木）

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

令和7年4月1日適用
（土木・工事主任用）

考査項目	工　種	細　別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	防雪柵・雪崩予防柵・固定式視線誘導柱等設置工	Ⅰ．出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
			※　ばらつきの判断は様式５参照。　※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点８割以上収まっていること。 全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が80%以上の場合・・・・・・・・ａｂｃｄｅにより評価 全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が50%以上80%未満の場合・・・・ｂｃｄｅにより評価 全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が50%未満の場合・・・・・・・・ｃｄｅにより評価 上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合ｃｄｅにより評価する。 □ 日頃より、出来形管理の不備等についての指摘を受けていた場合。 □ しゅん功時の出来形管理書類に不備がある場合。			①　出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②　出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③　出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④　出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。	
		Ⅱ．品質	a	b	c	d	e
			□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の90%以上該当する。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の70%以上該当する。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
			●評価対象項目　　※　ばらつきの判断は様式５参照。　※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点８割以上収まっていること。 ［共通］ □ 材料の品質及び形状の適切性が設計図書で確認でき、証明書が整備されている。 □ 塗装の適切性が設計図書と確認でき、証明書が整備されている。 □ その他（理由：　　） ［防雪柵工事］ □ 部材の組み立てが適切であることが確認できる。 □ アンカーの施工が適切であることが確認できる。 □ 基礎コンクリートの強度・スランプ・空気量等が確認できる。（現場打ちの場合） □ 基礎ブロックが設計図書に基づき合格した製品であることが確認できる。（二次製品の場合） ［雪崩予防柵工事］ □ 部材の組み立てが適切であることが確認できる。 □ アンカーの施工が適切であることが確認できる。 □ ワイヤーロープ結合部の処理が適切であることが確認できる。 ［固定式視線誘導柱 ］ □ 視線誘導標設置基準の規定に従い適切に施工されている。 □ アンカー及び支柱基礎について周辺の地盤を緩めることなく、かつ、滑動しないように施工されていることが確認できる。 □ 基礎コンクリートの強度・スランプ・空気量等が確認できる。（現場打ちの場合） □ 基礎ブロックが設計図書に基づき合格した製品であることが確認できる。（二次製品の場合） ばらつきの判断が不可能な場合 評価値が80%以上の場合・・・・・・・・・ｂ 評価値が80%未満の場合・・・・・・・・・ｃ ※ 削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。 左記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合ｃｄｅにより評価する。 □ 日頃より、品質管理の不備等について指摘を受けていた場合。 □ しゅん功時の品質管理書類に不備がある場合。			①品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。 評価値計算方法 ①当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。 ③評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数	

様式２－④－21（土木）

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

令和7年4月1日適用
（土木・工事主任用）

考査項目	工　種	細　別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	維持工	Ⅰ．出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
			※　ばらつきの判断は様式５参照。　※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点８割以上収まっていること。 全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が80%以上の場合・・・・・・・・ａｂｃｄｅにより評価 全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が50%以上80%未満の場合・・・・ｂｃｄｅにより評価 全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が50%未満の場合・・・・・・・・ｃｄｅにより評価 上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合ｃｄｅにより評価する。 □ 日頃より、出来形管理の不備等についての指摘を受けていた場合。 □ しゅん功時の出来形管理書類に不備がある場合。			①　出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②　出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③　出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④　出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。	
		Ⅱ．品質	a	b	c	d	e
			□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の90%以上該当する。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の70%以上該当する。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
			●評価対象項目　　※　ばらつきの判断は様式５参照。　※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点８割以上収まっていること。 □ 使用する材料の品質・形状等が適正であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 □ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 □ 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 □ 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。 □ 完成構造物について、規格値を満たしている。 □ 理由： □ 理由： □ 理由： □ 理由： ばらつきの判断が不可能な場合 評価値が80%以上の場合・・・・・・・・・ｂ 評価値が80%未満の場合・・・・・・・・・ｃ ※ 削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。 上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合ｃｄｅにより評価する。 □ 日頃より、品質管理の不備等について指摘を受けていた場合。 □ しゅん功時の品質管理書類に不備がある場合。			①品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。 評価値計算方法 ①当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。 ③評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数	

様式２－④－22（土木）

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

令和7年4月1日適用
（土木・工事主任用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ</td><td rowspan="2">修繕工事（橋脚補強、耐震補強、落橋防止等）</td><td>Ⅰ．出来形</td><td>☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。</td><td>☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。</td><td>☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。</td><td>☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">※　ばらつきの判断は様式５参照。　※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点８割以上収まっていること。
全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が80%以上の場合・・・・・・・・ａｂｃｄｅにより評価
全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が50%以上80%未満の場合・・・・ｂｃｄｅにより評価
全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が50%未満の場合・・・・・・・・ｃｄｅにより評価

上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合ｃｄｅにより評価する。
☐ 日頃より、出来形管理の不備等についての指摘を受けていた場合。
☐ しゅん功時の出来形管理書類に不備がある場合。

①　出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
②　出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③　出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。
④　出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅱ．品質</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の90%以上該当する。</td><td>☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の70%以上該当する。</td><td>☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。</td><td>☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。</td><td>☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目　　※　ばらつきの判断は様式５参照。　※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点８割以上収まっていること。
☐ 使用する材料の品質・形状等が適正であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
☐ 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
☐ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。
☐ 完成構造物について、規格値を満たしている。
☐ 理由：
☐ 理由：
☐ 理由：
☐ 理由：

●判断基準
注　記載の５項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。
ただし、評価対象項目は最大９項目とする。

ばらつきの判断が不可能な場合
評価値が80%以上の場合・・・・・・・・・ｂ
評価値が80%未満の場合・・・・・・・・・ｃ
※ 削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。
上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合ｃｄｅにより評価する。
☐ 日頃より、品質管理の不備等について指摘を受けていた場合。
☐ しゅん功時の品質管理書類に不備がある場合。

①品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
②品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。
④品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。

評価値計算方法
①当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。
③評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数</td></tr>
</table>

様式２－④－23（土木）

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

令和7年4月1日適用
（土木・工事主任用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="3">３．出来形及び出来ばえ</td><td rowspan="3">その他の工事</td><td>Ⅰ．出来形</td><td>☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。</td><td>☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。</td><td>☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。</td><td>☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">※　ばらつきの判断は様式５参照。　※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点８割以上収まっていること。
全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が80%以上の場合・・・・・・・・・ａｂｃｄｅにより評価
全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が50%以上80%未満の場合・・・・ｂｃｄｅにより評価
全ての評価項目の内、バラツキ判断（10測点以上）が50%未満の場合・・・・・・・・ｃｄｅにより評価

上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合ｃｄｅにより評価する。
☐ 日頃より、出来形管理の不備等についての指摘を受けていた場合。
☐ しゅん功時の出来形管理書類に不備がある場合。

①　出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
②　出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③　出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。
④　出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。</td></tr>
<tr><td>Ⅱ．品質</td><td>☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の90%以上該当する。</td><td>☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の70%以上該当する。</td><td>☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。</td><td>☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。</td><td>☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目　　※　ばらつきの判断は様式５参照。　※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点８割以上収まっていること。
☐ 完成構造物について、規格値を満たしている。
☐ 理由：
☐ 理由：
☐ 理由：
☐ 理由：
☐ 理由：
☐ 理由：

ばらつきの判断が不可能な場合
評価値が80%以上の場合・・・・・・・・・ｂ
評価値が80%未満の場合・・・・・・・・・ｃ
※ 削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合ｃｄｅにより評価する。
☐ 日頃より、品質管理の不備等について指摘を受けていた場合。
☐ しゅん功時の品質管理書類に不備がある場合。

①品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
②品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。
④品質管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。

評価値計算方法
①当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。
③評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数</td></tr>
</table>

様式２－④－a、b（電気通信）

工事成績採点の考査項目別運用表

（電気通信・工事主任用）

<table>
<tr><td>考査項目</td><td>工　種</td><td>細　別</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ</td><td rowspan="2">電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事

※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td>Ⅰ．出来形</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
□ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。
□ 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。
□ 不可視部分の出来形を写真撮影している。
□ 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。
□ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。
□ 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。
□ 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。
□ 測定機器の校正を、定期的に実施している。
□ 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。
□ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 社内の管理基準に基づき管理している。
□ その他
理由：
●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・・・c

左記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合ｃｄｅにより評価する。
□ 日頃より、出来形管理の不備等についての指摘を受けていた場合。
□ しゅん功時の出来形管理書類に不備がある場合。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅱ．品質</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
□ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。
□ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足している。
□ 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめている。
□ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。
□ ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。
□ 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。
□ 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
□ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。
□ 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。
□ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。
□ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。
□ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。
□ その他
理由：
●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・・・c

上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合ｃｄｅにより評価する。
□ 日頃より、品質管理の不備等について指摘を受けていた場合。
□ しゅん功時の品質管理書類に不備がある場合。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td></tr>
</table>

様式５

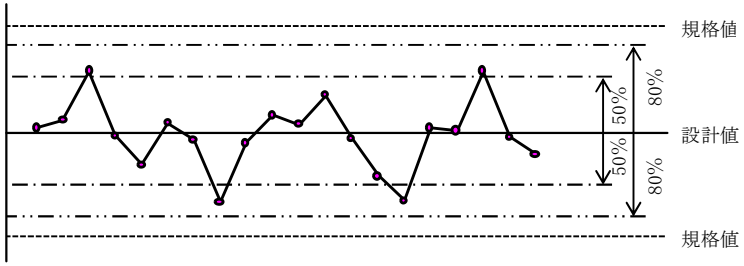
【記入方法及び留意事項】

１．出来形及び品質のばらつきの考え方

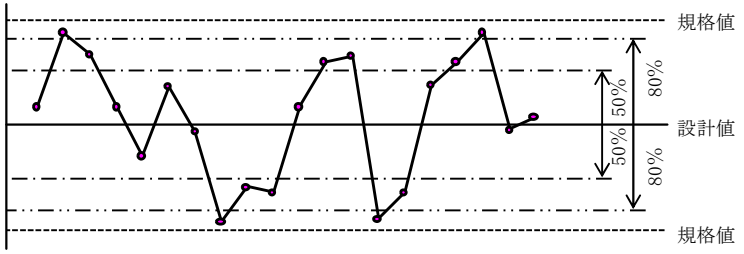
［管理図の場合］

（上・下限値がある場合）

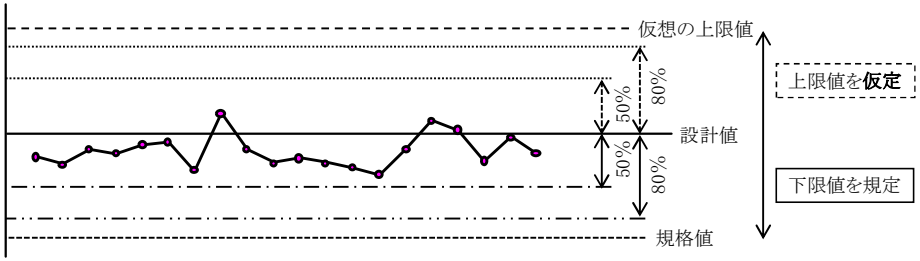
① ばらつきが50%以下と判断できる例



② ばらつきが80%以下と判断できる例



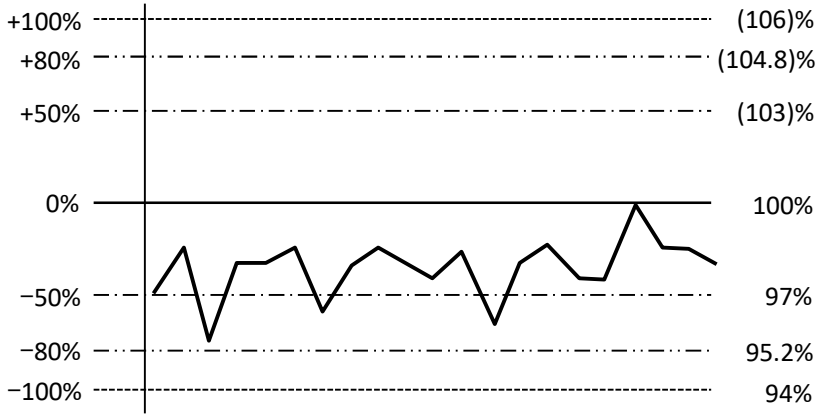
（下限値のみの場合）



※上限値のない場合のばらつきの考え方は、下限値と同様な値があるものと仮定し、ばらつきの%を考慮する。

③ 舗装の現場密度の評定におけるばらつき判定について

舗装の現場密度を評定する際に判断するばらつきは、基準密度の100%を中央値とし、下限値との範囲で50%及び80%を設定し、100%を中心に上限値仮定のばらつき判断とする。

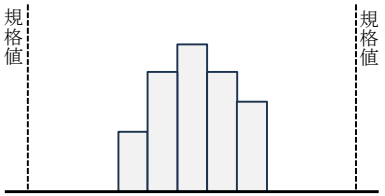


基準密度94%を下限値とし、理論密度100%を中心値に設定し、50%、80%及び上限値を仮定する。

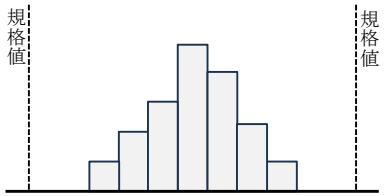
上記では、打点数21点に対しばらつき50%以内が18点であり、打点数の8割以上を占めるため、50%以内と見なす。

［度数表またはヒストグラムの場合］

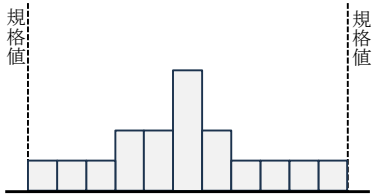
ばらつきが小さい



ばらついている



ばらつきが大きい



２．多工種複合工事の取り扱い

（１）主たる工種で評定する。なお、多工種で評定対象が重要な場合はこの限りではない。

（２）コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。

３．その他

（１）「施工プロセス」のチェックリストを活用して、評定を行う。

（２）緊急指示等に対する対応に関する評価項目については、緊急指示等の状況があった場合評価する。（別紙２－①）